

## 県議会報告

# 指定廃棄物の最終処分場をめぐる動向について

千葉市が受け入れ拒否

環境省 市の再協議要請に応じず 今後の展開を注視

千葉県議会議員（千葉市中央区選出） **あみなか肇**



## 1. 地域の不信をあおる環境省の対応

平成27年4月24日、環境省は、千葉県内で発生した放射性物質で汚染された指定廃棄物の最終処分場を、千葉市中央区蘇我の東京電力千葉火力発電所敷地内に選定しました。この選定は、千葉県議会・千葉市議会議員選挙が終了した直後に唐突に発表され、また、千葉市への正式な伝達が行なわれる前に、マスコミ報道が先行するなど、地域の不信・不安を増幅させる大変問題のある環境省の対応でした。

これを受けて、平成27年6月8日、千葉市議会は、「千葉市内での指定廃棄物処分場・建設候補地・選定について再協議を求める決議」を採択し、翌9日には環境省へ申し入れました。そして、翌日10日、千葉市長も、環境省に同趣旨の申し入れを行いました。

また、同年7月29日、千葉市町内自治会連絡協議会（市連協）も市長に対し、候補地選定を白紙に戻し再選定するよう環境省に申し出ることを要望しました。

そして、同年12月14日には、環境副大臣が千葉市を訪れ、処分場建設のための詳細調査の実施について改めて協力を要請

しましたが、千葉市長は「市民の理解は得られない」としてこれを拒否しました。

平成28年2月、環境省は茨城県における指定廃棄物の処理方針として、保管自治体での分散保管を容認しました。環境省は茨城県においては

- ① 焼却灰など比較的性状が安定している指定廃棄物が公的機関にしっかりと保管されていること
- ② 当初から濃度の低い指定廃棄物が多く時間の経過により8,000ベクレル/kgを下回るようになってくると通常の廃棄物と同様に既存の処分場などで処理できる状況になること
- ③ 濃度の高い指定廃棄物が多量にかつ分散しているゆえに災害等のリスクに備えて長期管理施設を整備しなければならないとは言い難い状況



になってきたこと

等を理由として分散保管を容認しました。

千葉市も同様の分散保管を環境省に求めているものの、茨城県とは指定廃棄物の保管状況等が異なるとして認められていません。

また、環境省は指定廃棄物の指定解除ルール(案)を明らかにしましたが、一定の放射能濃度を下回った(指定)廃棄物を一般の廃棄物として処理することについても有識者等から疑問の声が上がっているところとなっています。



新港清掃工場(美浜区)での保管状況

## 2. 指定廃棄物をめぐる現状

### ○指定廃棄物とは

福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって広域に移動・拡散し、雨などによって地表や建物、樹木などに降下・付着しました。

ある一部は、剪定した枝などのごみとしてごみ焼却場に運ばれ焼却された結果、放射性物質により汚染された焼却灰が発生しました。また、ある一部は、下水に流入し、下水処理場での処理過程で放射性物質により汚染された下水汚泥が発生しました。

これらによって発生した、放射性物質により汚染された廃棄物のうち、1 kg 当たり8,000ベクレルを超え、環境大臣が指定したものが、指定廃棄物とされ、国の責任のもと適切な方法で処理することとされました。

### ○千葉県内の指定廃棄物はどこに？

多くの指定廃棄物は、その指定廃棄物が排出された、ごみ焼却施設、下水処理施設などの敷地内で保管されており、千葉

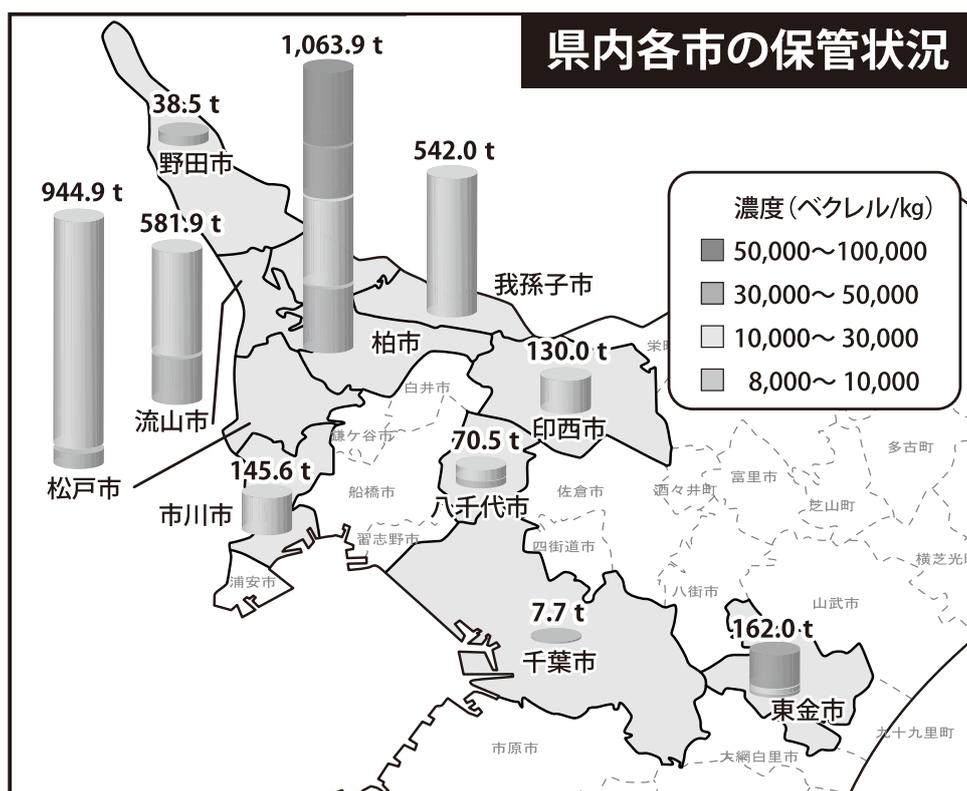
市では新港清掃工場内で管理・保管されています。

### ○千葉県内の指定廃棄物の保管状況は？

千葉県内における指定廃棄物の総量は約3,700トン。その市別の保管状況は下図のとおりとなっています。

### ○最終処分場とは？

指定廃棄物を長期にわたって管理する施設であり、最終的にはそこで埋立て処分、つまり最終処分される場所となります。



### ○最終処分場の大きさ、構造は？

環境省は、処分場は右図のとおりとなると説明しています。

### ○「最終処分場」と「長期管理施設」の違いとは？

平成27年4月13日に環境省が開催した有識者会議で、「最終処分場」から「長期管理施設」に名称変更されたもので、実質的には同じものと考えられます（本稿では「最終処分場」とします。）。

### ○なぜ、1か所での処理なのか？

#### 各市がそれぞれ処理すればいいのでは？

環境省としては、1か所に集約した方が管理・監視しやすく、万が一の場合も対応しやすいためとしています。

しかし、茨城県では分散保管が認められることとなりました。千葉県の市町村長会議でも同様の対応を求める議論がありましたが、環境省は茨城県と千葉県の指定廃棄物の保管状況が異なることから、千葉県における分散保管は認めませんでした。

### ○指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地に

#### 選定されたことの意味とは？

最終処分場を設置することについて、その安全性等について詳細な調査をするということであり、その調査で安全性が確認できれば、最終処分場が設置されることとなると考えられます。

### ○候補地になった経緯は？

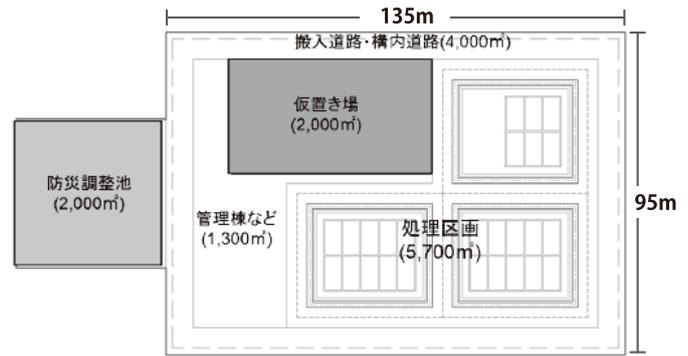
環境省は、4回の市町村長会議、8回の指定廃棄物処分等有識者会議を開催しました。

市町村長会議では、最終処分場として県内1か所に集約する、民有地も候補の対象とする、県の廃棄物処理施設の立地等に関する基準を準用することなどが決定されました。有識者会議では、候補地の選定手法等が決定されました。

これらの結果、環境省は詳細候補地を蘇我に決定しました。

### ○市町村長会議ではどのような議論がなされたのか？

第3回目（全4回開催）の会議では、環境省が



◎大きさは約1.5ヘクタールとしています。（環境省資料から）



◎コンクリート2重構造の堅固な施設としています。

（環境省資料から）

提案する県内1か所での処理について、出席した市長や町長らから異論が噴出しました。

それにも関わらず、環境省は1か所で処理する方向で強引に議論をまとめました。

そして、県は、候補地の選定にあたって国有地・国有林のみならず民有地も対象とすること、また、県の廃棄物処理施設の立地等に関する基準に配慮をするよう環境省に提案し、了承されました。

### ○候補地の選定過程は？

環境省は、有識者会議及び市町村長会議での議論を踏まえ、以下の3点をもとに検討し、候補地を決定しました。

- (1) 安全等の観点から避けるべき地域を除外  
地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、活断層、津波、火山噴火などの可能性がある場所を除外
- (2) 利用可能な国有地に加え、県から提案のあった民有地を含む土地の中から、必要面積が確保可能な土地を抽出

(3) 安心等の観点から、右図の4点について、それぞれ5点満点で点数付けし、候補地としてより望ましい土地を抽出

①生活空間からの距離



500m以下	500m超 1000m以下	1000m超 2000m以下	2000m超 4000m以下	4000m超
1点	2点	3点	4点	5点

②水源からの距離



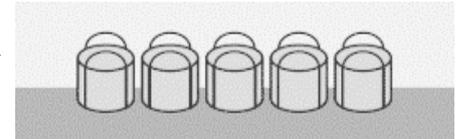
500m以下	500m超 1000m以下	1000m超 2000m以下	2000m超 4000m以下	4000m超
1点	2点	3点	4点	5点

③自然の豊かさ(※植生自然度については下表参照)



植生自然度 10・9	植生自然度 8・7	植生自然度 6	植生自然度 5.4	植生自然度 3・2・1
1点	2点	3点	4点	5点

④指定廃棄物等の保管量



0t	0t超 10t以下	10t超 100t以下	100t超 1000t以下	1000t超
1点	2点	3点	4点	5点

総合評価20点満点中

/20

(環境省資料から)

◎この結果683か所について右下の一覧表(一部抜粋)のとおりとなり、総合評価16点で最高点になった、東電敷地が候補地となったとのことです。(同点の2番は民有地であり、当該土地所有者が使用予定ありとのことで除外されたとのこと。)

### 植生自然度

(環境省資料から)



### 考察

環境省による市町村長会議の進行、まとめ方は、強引で無理があったと考えます。ここからやり直す必要があると考えます。

また、県は民有地も候補地とすること、県の廃棄物処理施設の設置基準を準用することを提案し、環境省

### 総合評価結果一覧表

番号	所在市	面積 (ha)	①生活空間からの距離	②水源からの距離	③自然の豊かさ	④指定廃棄物の保管量	総合評価
1	千葉市	3.4	4	5	5	2	16
2	千葉市	2.0	4	5	5	2	16
3	柏市	5.4	1	4	5	5	15
4	柏市	2.1	1	4	5	5	15
5	柏市	7	1	4	5	5	15
6	柏市	6.5	1	4	5	5	15
7	柏市	2	1	4	5	5	15
8	柏市	4.8	1	4	5	5	15
9	柏市	7.2	1	4	5	5	15
10	柏市	2.7	1	4	5	5	15

以下、続く。(環境省資料から)

はこれを即時に了承しましたが、かなり不自然さを感じられます。つまり、東電敷地ありきだったのではないかと考えられる可能性があったのではないかと思います。

全4回をとおして環境省・千葉県シナリオどおりに会議は進められ、市町村長会議であるにも関わらず、市町村の意見は採用されませんでした。極めて強い違和感を感じざるを得ません。

また、第5回の有識者会議では、10段階の植生自然度のうち、自然度1. 2. 3. 4は除外され、6. 7. 8ぐらいの「ちょうどほどよいところ」が候補地になるだろうという、座長の発言がありました。ちなみに蘇我の候補地は自然度1です。つまり、自然度6. 7. 8ぐらいの「ちょうどほどよいところ」が候補地としてふさわしいものであり、自然度1の蘇我の候補地は全く候補地たり得ないと考えられます。そもそも、この指標自体が、人口密集地・市街地ほど処分場にふさわしいという、

通常感覚では理解できないものとなっています。

同様に、準用することとなった県の廃棄物処理施設の設置基準についても、この対象はあくまでも単なる「廃棄物」であり、放射性物質を含む「指定廃棄物」にまでその対象を拡大することについて、受け入れることはできないものと考えます。

### 3. 他県の候補地の状況

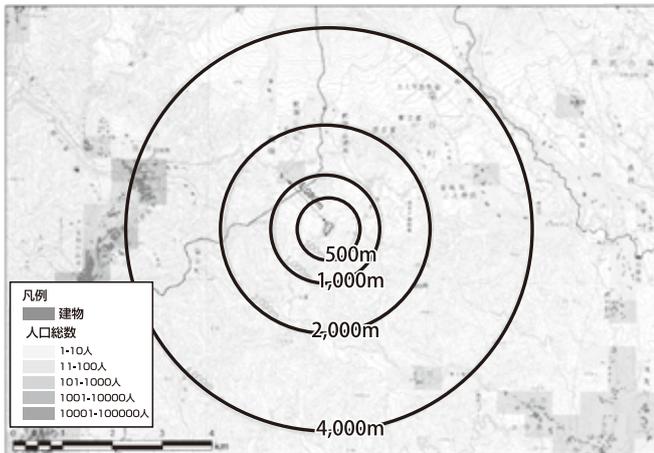
宮城県では3カ所、栃木県では1カ所の候補地が選定されています。それぞれの候補地と生活空間の近接状況は下図のとおりとなっており、千葉県の特異性が際立っています。

#### 考 察

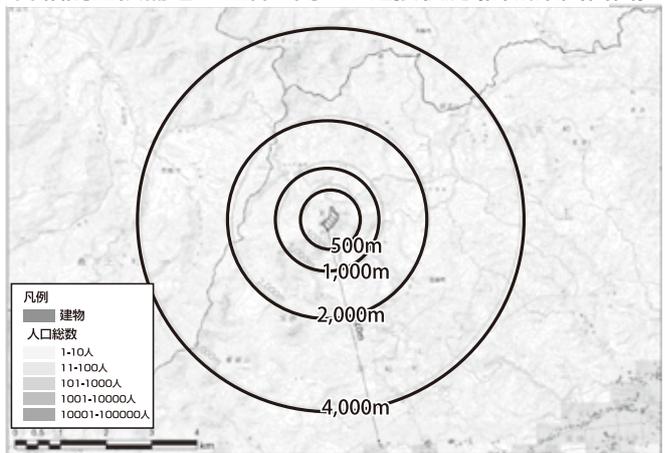
宮城県、栃木県の候補地は山の奥深くで、住家があるようなところではありません。

千葉県のように処分場のすぐそばで勤務する

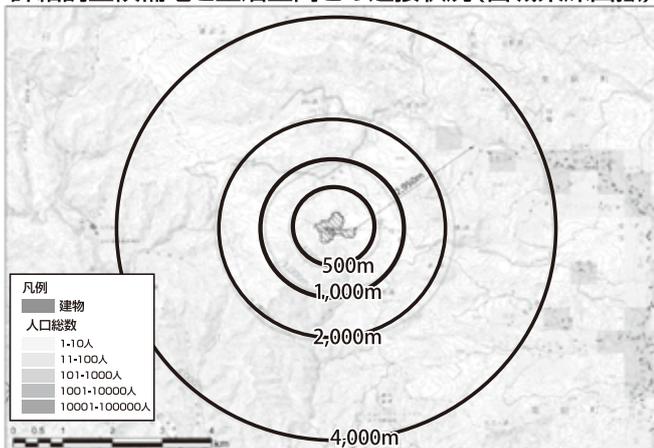
詳細調査候補地と生活空間との近接状況(栃木県寺島入)



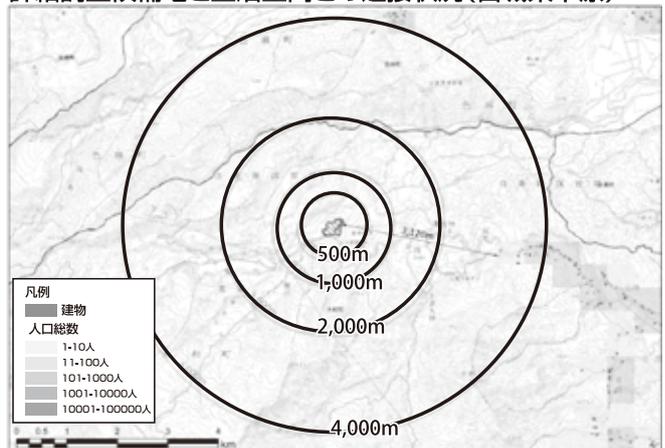
詳細調査候補地と生活空間との近接状況(宮城県田代岳)



詳細調査候補地と生活空間との近接状況(宮城県深山獄)



詳細調査候補地と生活空間との近接状況(宮城県下原)



(環境省資料を一部加工)

方々がいたり、人口密集地に隣接しているのは極めて特異です。

これは千葉県からの提案で、民有地も候補地の対象としたためです。他県では、原則、国有地・国有林が対象となっています。

#### 4. 最終処分場を受け入れる危険性等について の環境省の見解

- ・津波（市の津波ハザードマップでは避難対象地域となっている）のリスクは？

候補地の地盤高は4 m程度あり、巨大地震が起きた場合に想定される最大の津波高は3 m程度。さらに防潮堤を設置することで津波対策を図るとしています。

- ・液状化（県の液状化マップでは液状化危険度最高ランクの地区となっている）のリスクは？

地下の固い地盤まで基礎杭を打つなどの対策工を十分に行えば対処可能としています。

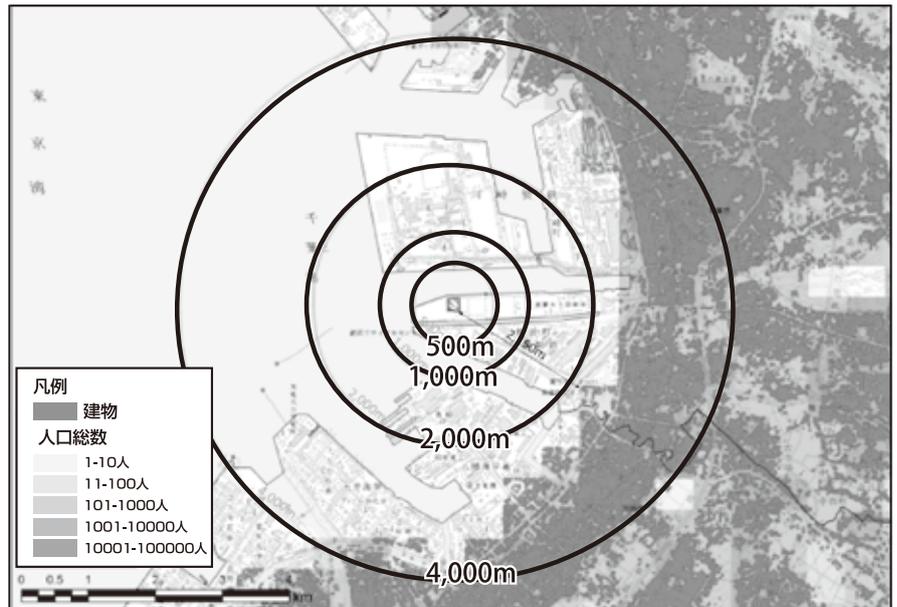
- ・東京湾に隣接しているリスクは？

最終処分場は水を出さないの漏出はない。地震等でも壊れないよう堅固な施設を造る。万が一漏出しても、ベントナイト混合土等で外部への流出を防ぐとしています。

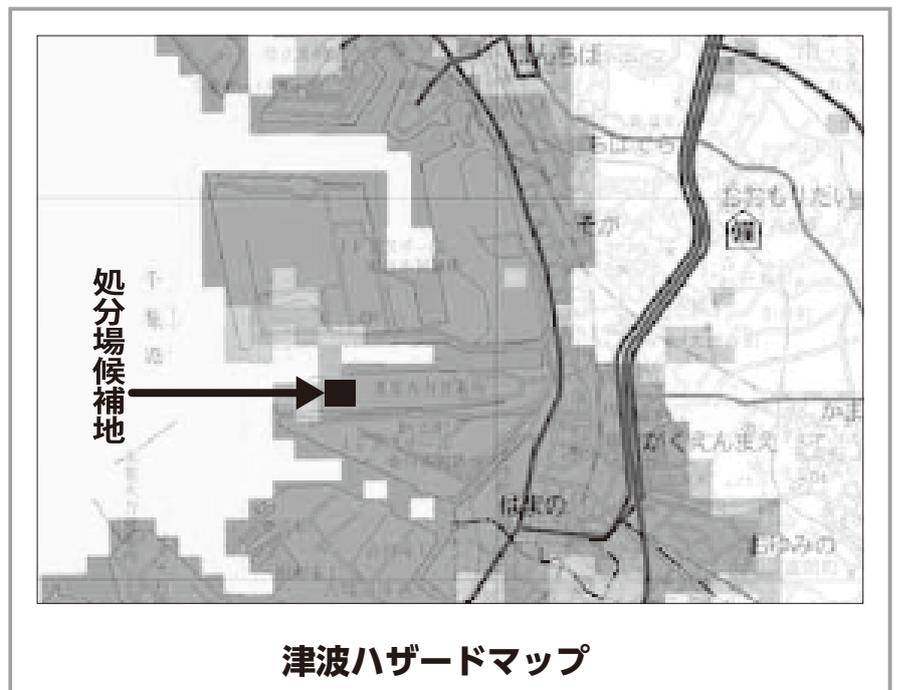
- ・工場地帯隣接のリスクは？

県の基準では建物から50m以上離れていれば処分場を設置できるとされています。

#### 詳細調査候補地と生活空間との近接状況（千葉県千葉市）



(環境省資料を一部加工)



- ・人口密集地に隣接するリスクは？

選定手法を踏まえ総合的に選定したもので、十分な距離があるとしています。

- ・地価下落など風評被害のリスクは？

風評被害が生じないように、十分に説明をしていくとしています。

- ・健康へのリスクは？

試算によれば、覆土によって遮蔽された施設

の境界から2,150mの場所（およそ、施設から最寄りの住居までの距離）で、1年間に受ける追加的な被ばく量は、1,000兆分の2マイクロシーベルトであり、自然界から約1,000億分の3秒間に受ける被ばく量と同程度のため、周辺住民への健康に対する影響は無視できるレベルとしています。

### • 3,700トンの指定廃棄物を搬送するリスクは？

指定廃棄物が飛散・流出しないよう、容器などに収納するほか、密閉式の車両を使用するか、遮水シートで覆うなど、雨水が浸入しないよう搬送するとともに、住宅街や通学路を避けたり、運送の時間帯に配慮するとしています。

### • 受け入れた場合のメリットは？

環境省は指定廃棄物を保管している5県が対象の地域振興費を50億円予算計上しています。

具体的には不明ですが、最終処分場を受け入れれば、1県当たり10億円程度の地域振興費が国から予算措置されるものと考えられます。

## 考 察

### • 人口密集地に処分場は不適

環境省は、長期保管施設の堅固さ、液状化対策、津波対策、海への漏出対策等の技術論において、しっかりとした対策を講じるので安全だとしていますが、福島での事故を目の当たりにした我々からすれば「安全神話」は崩れ去っています。万が一の時を想定すれば、人口密集地のすぐそばにこれらの施設を設置することはリスクが高く、到底容認できません。

### • 千葉県の地域事情が一切考慮されないなど多くの問題

他県では、地域の独自事情として、観光地が候補地選定から除外されたり、分散処理が検討されるなどしています。千葉県だけは、他県以上に候補地の範囲を広げる一方、独自事情が考慮されないなど、今回の選定にあたっては多くの疑念が生じざるを得ません。

### • 再検証が不可能なデータは受け入れ不可

25頁の総合評価結果一覧表では、候補地が存在する市町村名までは分かりますが、それより細かいデータは一切公表されていません（民有地のため、プライバシー保護の観点から公表不可とのこと）。

これでは、第三者が、環境省が公表した上記データの信頼性を検証することができません。環境省のデータをただ信じるしかない状況は大きな問題と考えます。現に、栃木県では、県が設置した有識者会議が、環境省が候補地選定に使用した国立公園等のデータに欠落等の誤りがあることを指摘し、環境省もこれを認めたところでした。また、環境省は千葉市議会に提出した資料に誤りがあったことも認めています。

そもそも、住民に公表できない資料をもとに選定すること自体に問題があり、詳細を公表することができないと分かっている民有地を候補地選定の対象としたことにも問題があると考えます。

以上を踏まえれば、環境省に対し、候補地選定のやり直しをするよう引き続き求めざるを得ないと考えます。また、あらためて保管自治体での分散処理を検討するなど、住民の意見に十分配慮した対応を求めていく必要があると考えます。

## あみなか肇 プロフィール

**経歴** 慶応義塾大学法学部政治学科卒業  
政策研究大学院大学政策研究科修士  
国家公務員採用Ⅰ種（現：総合職）  
千葉市職員・総務省事務官

**現在** 県議会総合企画水道常任委員会委員  
前千葉県がん対策審議会委員